

会津地域で地元農産物を加工して大手菓子メーカーに納入する事業を営む申立会社について、大手菓子メーカーからの継続的取引の停止措置に伴う逸失利益が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目（次に記載する期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### （1）損害項目

営業損害（申立外株式会社Aとの取引に係る逸失利益）

金2420万円

#### （2）期間

平成23年3月11日から平成24年4月30日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金2420万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月31日

（仲介委員 河井聡）